

JIS

繊維製品の混用率試験方法－第 2-5 部： 繊維混用率－3 種類の繊維の個別溶解試験

JIS L 1030-2-5 : 2024

(JTETC/JSA)

令和 6 年 4 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	澤田石 昌 幸	一般財団法人家電製品協会
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	武 井 康 之	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.4.22

官 報 掲 載 日：令和 6.4.22

原 案 作 成 者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 原理	1
5 試験場所	2
6 試薬	2
7 装置	2
8 試験の種類	2
9 試料採取及び前処理	3
10 試験方法	3
11 計算及び結果の表示	4
12 試験の精度	7
13 試験報告書	8
附属書 A (参考) 3 種類の繊維混用品の混用率の計算例	9
附属書 B (参考) 2 種類の繊維混用品の溶解法を用いて分析できる代表的な 3 種類の繊維混用品	12
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	29
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS L 1030-2:2012** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS L 1030（繊維製品の混用率試験方法）の第 2 部の規格群は、次に示す部で構成する。

- JIS L 1030-2-1** 第 2-1 部：繊維混用率－通則
- JIS L 1030-2-2** 第 2-2 部：繊維混用率－解じょ試験
- JIS L 1030-2-3** 第 2-3 部：繊維混用率－溶解試験
- JIS L 1030-2-4** 第 2-4 部：繊維混用率－窒素成分分析試験
- JIS L 1030-2-5** 第 2-5 部：繊維混用率－3 種類の繊維の個別溶解試験
- JIS L 1030-2-6** 第 2-6 部：繊維混用率－顕微鏡試験

繊維製品の混用率試験方法—第 2-5 部： 繊維混用率—3 種類の繊維の個別溶解試験

Testing methods for quantitative analysis of fibre mixtures— Part 2-5: Methods of quantitative chemical analysis of Ternary fibre mixtures

序文

この規格は、2020 年に第 2 版として発行された ISO 1833-2 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、3 種類の繊維混用品に対する個別溶解試験方法について規定する。混用品の組成を鑑別後、繊維以外のものは適切な前処理で除去し、**箇条 8** で規定する四つの方式のうち一つ以上を行う。技術的に困難な場合を除き、組成割合の最も大きい繊維を溶解し、組成割合の最も小さい繊維を最後に残す方法を選定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 1833-2:2020, Textiles—Quantitative chemical analysis—Part 2: Ternary fibre mixtures (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 1030-2-1 繊維製品の混用率試験方法—第 2-1 部：繊維混用率—通則

JIS L 1030-2-3 繊維製品の混用率試験方法—第 2-3 部：繊維混用率—溶解試験

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS L 1030-2-1 の**箇条 3**（用語及び定義）による。

4 原理

混用率試験は絶乾質量を基に行い、その操作方法を規定している。結果は絶乾質量を基準にして表すか、又は公定水分率で補正した後の質量（正量）を基準にして表す。